

2008年9月12日

社団法人日本ブライダル事業振興協会 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 野々山 宏  
(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)  
〒604-0847  
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセ  
ビル5階 TEL075-211-5920 FAX075-251-1003  
(担当)理事・事務局長 長野浩三 (弁護士)

## 申 入 書

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。当NPO法人は、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴協会に対し、結婚式場利用契約のモデル約款に関し、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入書に対して、本書到達後1ヶ月以内に文書で貴団体のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

### 第1 申入れの趣旨

1. 貴協会が策定した結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款中、第7条で定められた解約料金は平成9年度に策定された現行共通約款の解約料に対し極めて高額化したものであり、消費者契約法9条1号により無効となるべき部分があると考えられるので改善を求める。
2. 貴協会が策定した上記規約における解約料を運用するための根拠となる平均的損害額の算出方法は著しく消費者に不利な計算方法となっており改善を求める。

### 第2 申入れの理由

1. 貴協会は消費者の理解をより得られるようにと結婚式場・披露宴会場モデル約款の改訂に取り組みられました。新たに策定された結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款(以下「モデル約款」と言う)は平成9年度

に策定された結婚式・披露宴会場における共通約款（以下「共通約款」と言う）の解約料に比べ、極めて高額な解約料に改定され、むしろ改悪というべきものになっている。早急に改善するよう求めるものである。

(1) モデル約款では下記のとおり、共通約款に比べ解約料が高額化されている。

解約期日が179日目以降150日目まで（モデル約款7条③）：申込金の50%→申込金全額

解約期日が149日目以降120日目まで（モデル約款7条④）：見積金額の10%→見積金額の20%及び印刷物等の実費

解約期日が119日目以降90日目まで（モデル約款7条⑤）：見積金額の20%→見積金額の20%及び印刷物等の実費

解約期日が89日目以降60日目まで（モデル約款7条⑥）：見積金額の30%→見積金額の30%及び印刷物等の実費

解約期日が59日目以降30日目まで（モデル約款7条⑦）：見積金額の30%→見積金額の40%及び印刷物等の実費

(2) 29日目以降についても実費並びに外注品等の解約料の額によっては高額化されているといえる。

(3) 共通約款の解約料についても、その相当性は検証されるべきであるが、共通約款の解約料のこれまでの運用によって、結婚式場の運営が悪化したとの例は報告されておらず、解約料の高額化の必要性があるとは言えない。

(4) これらの改悪ともいえる改定がなされた根本的な原因は下記のとおり、そもそも、貴協会の算出根拠が誤っているからである。

2. モデル約款においては、平均的な損害額を、逸失利益と実費としている。そして逸失利益とされている利益金額は売上高から売上原価を引いた粗利益となっている。会場も使用せず、サービスも提供されないのに、会場を使用しなければ発生しない経費や人件費等（当日のみ雇うアルバイト代金など）が含まれる粗利益を利益金額とすることは不合理である。粗利益を基準に消費者に負担させる計算方法は、解約金を著しく高額化するものであって、粗利益を利益金額とすることは改善されるべきである。

3. また、貴協会によるアンケート調査結果より勘案された非再販率は、結婚式場・披露宴会場について、解約のあった当該会場の当該日時に販売できなかった比率とされている。しかし、そもそも100%会場が稼働することはありえず、価格についても平均的な稼働率を勘案して設定されているはずである。そうすると、解約のあった当該会場の当該日時

が再販売できなかつたとしても、他会場ないし他の時間帯が契約されることによって、平均的な稼働率が確保されれば結婚式場に損害はないといえる。貴協会の計算方法は、平均稼働率を問題とすることなく、上記再販率を用いている点が誤っている。上記1で共通約款に比べてモデル約款の解約料が高額化した理由はまさにこの誤った計算方法に原因がある。従って、解約料の計算方法につき、平均的稼働率との関係を考慮した計算方法にすべきである。

#### 4. 365日以前の解約料について

報告書では、1年以上前の解約料は事務費用にかかる損害賠償と予約濫用の防止であるとされている。

しかし、予約濫用の防止は平均的損害の問題ではないし、予約濫用が実際にあるのか不明である。むしろ、1年前に解約していれば、予約濫用とは言えないというべきである。事務費用は主に勧誘時の費用であり、勧誘費用は日常経費であり個別契約の損害ではない。(大阪地判平成14年7月19日金融商事判例1162号32頁)。

雑誌等の記事を見ても、一般的な挙式の検討は一年より短い期間で検討されている。一年より前に解約された場合には、当初より契約がなかったことと同じに考えられ、改めて勧誘することによってカバーできるものである。

東京地判平成17年9月9日判例時報1948号98頁も1年以上前の解約金条項につき、無効と判示している。

よって、365日以前の解約料条項は削除すべきである。